堆肥等の成分分析等検査規程

（平成１７年９月８日付け環機第７５４号）
改正（平成２１年３月１８日付け環機第２０４号）
改正（平成２４年３月７日付け環機第１６０号）
改正（平成２６年３月５日付け環機第１２１号）

（趣　旨）

第１　一般財団法人畜産環境整備機構畜産環境技術研究所(以下「研究所」という。)が行う堆肥等の成分分析等検査(以下「成分等検査」という。)の実施については、この規程によるものとする。

（成分等検査の種類）

第２　成分等検査の種類は、次のとおりとする。

①　一般成分の分析（別表１参照）
②　微量成分・特殊項目分析（別表１参照）
③　臭気（臭気指数相当値）
④　放射性セシウム

（成分等検査の方法）

第３　成分等検査は、別表１に示す方法により行うものとする。

２　別表１に記載する検査項目以外の検査項目の検査方法は、別途定めるものとする。

（成分等検査の実施場所）

第４　成分等検査は、次の場所で実施するものとする。

〒961-8061
住所　福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１
名称　一般財団法人畜産環境整備機構 畜産環境技術研究所
電話　0248-25-7777、FAX　0248-25-7540

（成分等検査の実施）

第５　研究所は、堆肥センター及び普及指導機関等からの依頼を受けて、家畜排せつ物等を原料とする堆肥等の成分分析等検査を行うものとする。

（成分等検査の依頼）

第６　成分等検査を依頼する者は、あらかじめ第１０の規定について了承の上、別紙様式第１号の堆肥等成分分析等検査依頼書により行うものとする。

２　前項の検査依頼書の提出先は、研究所所長とする。

３　成分等検査を依頼する者は、あらかじめ第１項の検査依頼書をＦＡＸにより研究所に送付し、研究所の承諾を得るものとする。

（検査材料の送付等）

第７　検査材料の送付量は、１検査当たり現物 1.5 キログラムとする。

２　検査材料は、堆肥等成分分析等検査依頼書に基づき検査依頼者に返送する堆肥等成分分析等検査依頼承諾書の記載内容に従い送付するものとする。

３　送付された検査材料は検査依頼者に返還しないものとする。

ただし、分析前に検査材料の放射線量（シンチレーションサーベイメータまたはNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ使用）を測定し、400Bq/kg以上（四捨五入）の放射線量が測定された場合は、分析せずに着払いで分析依頼元に返送するものとする。

（検査報告書の送付）

第８　成分等検査完了後、研究所所長は別紙様式第２号による堆肥等成分分析等検査報告書を検査依頼者に送付するものとする。

なお、この検査報告書は、第７の規定に基づいて研究所に送付されてきた検査材料について検査したものであって、当該検査材料以外の品質等について証明するものではない。

（検査手数料の支払）

第９　検査手数料は、別表２のとおりとする。

２　検査依頼者は、研究所から送付される請求書に基づき、定められた期日までに検査手数料を支払うものとする。

（検査成績の利用への同意）

第１０　研究所は、第６の規定に基づいて依頼を受けた検査材料について、その検査成績を蓄積し、これを研究所の目的に即して利用することができるものとする。

２　研究所は、第６の規定に基づいて検査依頼があった検査材料については、第６第１項の検査依頼書の提出をもって、検査依頼者から前項の規定に対する同意が得られたものとみなすことができるものとする。

（その他）

第１１　堆肥センター及び普及指導機関等以外から検査等の依頼のあった場合は、研究所は検査能力に応じて対応するものとする。

（付　則）

この規程は、平成２６年４月１日以後に分析を実施する検体から適用する。